発 明 等 （著作物）届 出 書

令和　　年　　月　　日

国立大学法人熊本大学長　殿

下記の著作物を創作しましたので、国立大学法人熊本大学職務発明等規則第4条の規定に基づき届け出ます。

代表発明者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属部局名（内線・E-Mail） | 職名 | 氏名 |
| （XXXX・●●@kumamoto-u.ac.jp） |  |  |

著作物の名称

|  |
| --- |
|  |

著作物に関する情報　※記入又は該当する箇所にチェックしてください。

整理No：

発明等の種別：著作物

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 著作物の内容  ※枠内200字以内で著作物のポイントを記入してください。 | |  | | | | | |
| 届出の目的 | | 職員等又は本学学生以外の者（機関）に有償で利用させるため  　（利用希望機関名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  職員等又は本学学生以外の特定の者に無償で利用させるため  　（利用希望機関名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  財産的価値が顕在化した場合に備えるため  当該著作物の著作権に対する第三者による侵害の疑義が生じたため  その他の理由（　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 著作物の公表状況 | | 未公表・公表済み・公表予定　(※　一番早い期日をご記入ください。)  **発表学会・誌名：**  **期日・要旨発行日：** | | | | | |
| 著作権者予定　**※　熊本大学関係者は所属部局及び職位を記入** | | | | | 創作者名 | 印  **※電子印可** | 貢献度（％） | 持分  （％） | |
| 熊本  大学 | | － | | － | 代表者 |  |  |  | |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
| 学外機関（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |  |  |  |  | |
| 著作物創作にあたっての  費用の出所 | | | 共同研究（契約相手機関名：　　　　　　　　　　　　　　　　）  受託研究（国（文部科学省 経済産業省 厚生労働省 その他）  公益法人等（ JST  AMED  NEDO その他））  科学研究費補助金  寄附金（奨学寄附金、企業からの助成金）  学内の研究費（運営交付金等）  その他（　　　　　　　　　　）  経費の使用なし | | | | | |
| その他特記事項 | | | 例：受託研究の課題名　など | | | | | |

★本発明等届出書作成上の注意

1. 本ページは提出時に削除してください。

2. チェックボックスは、ワード2007以降をお使いであればボックスをクリックすることでON-OFFできます。旧バージョン等のご利用でチェック出来ない場合は■で該当箇所を上書きしてください。

3. 記入のフォントサイズは10ポイントとしてください。

4. 本文はモノクロとなりますので、強調等はアンダーラインか太字でお願いします。

5. 本著作物に関連する発明があれば、別途、発明等届出書を提出してください。

★届出に当たってのお願い

※知的財産審査委員会は、原則、毎月第３週のいずれかの日に開催されます。届出後のヒアリングと調査には少なくとも２週間を要しますので、発明等届出書は当該月の第１週の月曜日までにご提出ください。ただし、審査を急ぐ必要がある場合は、別途ご連絡ください。

※企業や他機関との共同出願における調整や交渉は担当ＵＲＡが行いますので、相手方の連絡先をお知らせください。

※大学の研究成果による著作物は知的財産審査委員会を経ずに企業等への譲渡はできません。

※大学著作物の企業への権利譲渡や実施条件、ロイヤリティについては知的財産審査委員会の承認が必要です。

※企業への譲渡を前提とした個人での事前交渉等、企業への利益供与と見なされる行為は規則に反することになりますので、十分にご注意ください。

★審査の流れ

1. 本発明等届出書に記入し、sangaku-renkei@jimu.kumamoto-u.ac.jp　宛てにご送信ください。

2. 当該知的財産審査委員会開催日までに全ての発明者が捺印した印刷体を学内便等で「熊本創生推進機構　イノベーション推進部門」宛てにお送りください。

3. 担当ＵＲＡが技術の詳細についてのヒアリングを行います。

4. 知的財産審査委員会にて、担当ＵＲＡが審査委員に対し説明を行い、大学帰属とするかを審議します。

5. 個人帰属となった場合、個人の財産として自由に出願・譲渡等が可能となります。（この場合、私費のみとなり、校費・寄附金等の学内研究予算を原資とすることはできません。）

★問い合わせ先

本発明等届出書の記入方法、知財の取扱い、企業との交渉等、ご不明点があれば下記にお問い合わせください。

メールアドレス ：sangaku-renkei@jimu.kumamoto-u.ac.jp

電話 ：096-342-3145